

**枕崎小学校で食品ロスの出前授業を実施**

**Topic 3**



9月22日から10月4日にかけて、枕崎小学校の5・6年生の児童を対象に食品ロスに関する出前講座が行われました。市の職員が講師となり、1日に1人当たり130g(ご飯茶碗1杯分)の食品ロスが発生していることや食品ロスが発生することにより、焼却に要する費用が発生していることなどを説明しました。

授業を受けた渕別府和月さん(5年)は「普段知らない食品ロスのことを知ることができて勉強になった」と話してくれました。

**桜山小学校で防災教室「枕崎と台風」を実施**

**Topic 4**



10月8日、桜山小学校5年生の理科の授業で、枕崎の台風災害と防災対策について学ぶ防災教室が開催されました。

黒島流れや枕崎台風、ルース台風の被害とそこから立ち上がる先人たちのたくましさや、いち早く災害に強いまちづくりに取り組んだ歩みを市の職員が写真資料を交えながら説明しました。

子どもたちからは「枕崎が大きな台風の被害に何度もあってることを初めて知った」「いろいろな取り組みをしていることが分かった。災害に強い枕崎にしたい」「家族と一緒に防災会議を開きます」などの感想がありました。



## 「かつおボニートチップス」が天皇杯を受賞

2021年度の農林水産祭において、鹿児島水産高校の食品工学科の生徒と枕崎市漁業協同組合が共同開発した「かつおボニートチップス」が最高賞の天皇杯を受賞することが決まりました。

今回の表彰は、かつおボニートチップスの開発が水産業を通じた地域振興などに寄与することや産官学が連携した商品だったことなどが評価されたものです。

11月23日に東京で開催される農林水産祭において、天皇杯が授与される予定です。

**鰹まみれの枕崎フェア**

**Topic 1**



9月29日から10月5日までの1週間、福岡県の大丸福岡天神店(地下2階食品売場)において「枕崎フェア」が開催されました。フェアには地場センターが出店し、かつお節や枕崎ぶえん鰹、枕崎茶、焼酎など本市特産品を販売しました。

また、期間中、副市長によるトップセールスやさつま鰹節協会によるPR活動(かつお節、鰹たたきの無料配布)も実施され、大盛況でした。

## 枕崎の魅力をオンラインで発信～「ふるさと食体験」を開催

**Topic 2**



本市の食・文化の魅力を発信し、関係人口や地域価値を創造することを目的に、オンラインイベント「ふるさと食体験」が10月10日の午前と午後に開催され、本市出身者など約40名が参加しました。

今回のイベントでは、枕崎おだし本舗「かつ市」を経営する中原晋司さんが講師となり、鰹節の歴史や作り方などについて説明を行った後、参加申込者に事前に送付していた特産品(鰹節や醤油、ぶえん鰹の刺身など)を使って「美味しい出汁の取り方講座」が行われました。参加者は中原さんに教わりながら美味しい出汁を取った後、ぶえん鰹の刺身などを使って「枕崎鰹船人めし」を作り、一緒に味わいました。



|                   |
|-------------------|
| 日野 4トンダンプ 1台      |
| ・初度登録年月：平成8年6月    |
| ・車検有効期限：令和4年6月11日 |
| ・走行距離：16万6575km   |

### 入札参加資格要件

- ・市内に在住する者
- ・市内に事務所等を有する法

### 公売説明会

11月12日(金) 午後1時30分  
妙見倉庫(寿町179番地)

### 入札の日時・場所

11月18日(木) 午後1時30分  
枕崎市役所 本館2階会議室

### 留意事項

- ・車両は現状渡しとなります。
- ・車両の引き取りおよび登録または解体処分に係る費用については、すべて落札者の負担となります。
- ・金額納入後に名義変更し、その後、車両引渡しを行います。また、名義変更完了確認のため、登録証の写し等を提出してください。

### 社会全体で取り組みを

- ・保護者の同意を得ないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、またはとどめてはいけません。
- ※保護者の同意を得ず、青少年を深夜に連れ出し等した場合は、10万円以下の罰金または料金に処されます。

### 市青少年育成センターの取り組み

市青少年育成センターでは、社会教育指導員が毎月4回程度市内の各学校周囲の巡回活動を行っています。その際、公園等も巡回していますがタバコの吸い殻や空き缶等のポイ捨てが無くならない状態です。子どもたちに良い環境を作りましょう。

■問合せ 青少年育成センター 2221-1 (市民会館内) TEL 721

不用になつた公用車の公売を次のとおり行います。

### 公売物件

- ・人等
- ・市税等の滞納がないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定されない者であること
- ・公売説明会に参加すること

青少年の深夜徘徊は、喫煙、飲酒、薬物乱用等の非行の原因につながり、不純異性交遊や恐喝、暴行など犯罪被害に遭う危険性があります。

鹿児島県青少年保護育成条例(以下、条例)第6条では、深夜外出について次のことを定めています。

#### 保護者の皆さんへ

保護者同伴でも青少年は興

行場等(映画館、演劇場、個室

等の形態を有したカラオケボ

ックス、インターネットカラ

エ等)に深夜の立ち入りは出

来ません。

子どもも連れての度重なる

深夜外出は、十分な睡眠がと

れないなど生活のリズムが不

規則になり、結果的にさまざ

まな心身の不調を引き起こす

それがあります。

# 不用公用車を公売します

# 青少年の深夜徘徊は危険



ますが、食は健康の源です。食生活に不安がありましたら、お気軽にご相談ください。

- 対象者 おおむね65歳以上で、買い物や調理が困難な方(ひとり暮らしや虚弱またはねたきり等の高齢者、重度の身体障害者等)

問合せ 福祉課高齢者介護保険係 TEL76-1196